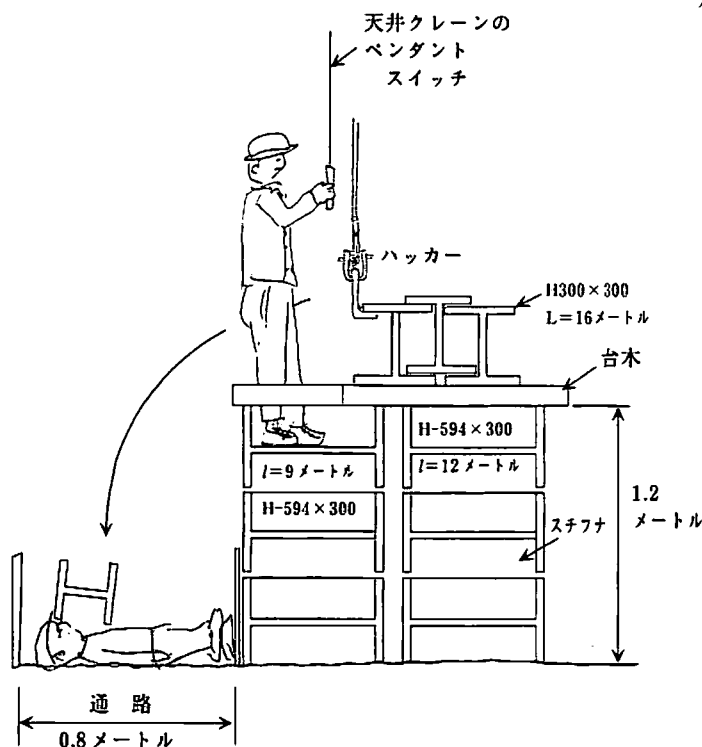


『製品の鋼材上から 墜落した被災者の頭部に ハッカー掛けしたH鋼が 落下』

【災害発生状況】

H鋼材を所定の長さに切断し、客先に納入する事業を行っており、H鋼（H-300×300×10×15、長さ16メートル、重量は1.488トンで、3本一組）9組27本を所定の長さに切断する作業で、被災者は、H鋼2列3段で構成された鋼材の台木の上に加工場の責任者が降ろしたH鋼3本一組から1本のH鋼を取り出す作業に当たった。

この責任者はトレーラーにある積み残しの鋼材をヤードに降ろそうとトレーラーの運転手と作業していたところ、ドーンという音かしてH鋼材を降ろした場所の横の通路に被災者の頭上にH鋼が載った状態で倒れていた。



H鋼の上方にはクレーンがあり、フックに玉掛け用のハッカーがついていた。

被災者がその3本1組の鋼材のうち1本を加工場にクレーンで運ぶため、鋼材上の通路側に立ち、組み合わさっているH鋼の通路側のH鋼を、吊上げ荷重5.07トンの床上で荷とともに移動する方式の天井クレーンで、ハッカーを鋼材のフランジに掛け引き出そうとしたところ、ハッカーからH鋼が外れ、そのはずみでH鋼が被災者にあたり、被災者は鋼材上から通路に落下し、そこへ鋼材が被災者の頭部に落下し全身複雑骨折で死亡した。

【原因】

- 1 クレーンの運転に資格の無い者を従事させたこと。
- 2 クレーンで長さ16メートルの3本一組のH鋼を1本引き出す作業において、長さ9メートルの短い鋼材上で、外れやすいハッカーを玉掛け用具として使用し、H鋼中心部を1本引き掛け吊りの方法で玉掛けして巻き上げたため、H鋼が縦横に振れハッカーから外れ被災者に当たった。
- 3 足元の悪い鋼材上の端において、荷が外れた際に危険となる位置で一人でクレーン運転及び玉掛け作業を行ったこと。

【対策】

- 1 クレーン作業に当たっては資格のある者に従事させること。
- 2 クレーンでH鋼等の長尺物を吊上げる場合は、作業に応じた玉掛け用具を使うとともに、外れやすい1本吊は行わせないこと。
- 3 組み合わさったH鋼を引き出す作業を行う場合は、安全な作業標準を定め、これにより作業させること。